

米子市優良建設工事表彰要領新旧対照表

旧	新
<p>(表彰の対象)</p> <p>第2条 優良建設工事の表彰(以下この条_____において単に「表彰」という。)は、米子市が発注する建設工事(次項第2号において「市発注工事」という。)のうち入札に係るものであって、かつ、市内に本店を有する<u>事業者</u>が施工したものを対象とする。</p> <p>2 [省略]</p>	<p>(表彰の対象)</p> <p>第2条 優良建設工事の表彰(次項及び第4条第4項において単に「表彰」という。)は、米子市が発注する建設工事(次項第2号において「市発注工事」という。)のうち入札に係るものであって、かつ、市内に本店を有する<u>建設業者</u>が施工したものを対象とする。</p> <p>2 [省略]</p>
<p>(優良建設工事の選定等)</p> <p>第3条 入札契約課長_____は、次に掲げる部門別に優良建設工事と認定されるべきと思われる建設工事を選定し、_____次条の優良建設工事認定審査会に推薦することができる。</p> <p>(1)～(11) [省略]</p> <p>2 前項の推薦の期限は、当該建設工事の完成した年度の翌年度の5月末日とする。</p>	<p>(優良建設工事の選定等)</p> <p>第3条 総務部契約検査課長は、次に掲げる部門別に優良建設工事と認定されるべきと思われる建設工事を選定し、<u>これを次条の優良建設工事認定審査会に推薦するものとする。</u></p> <p>(1)～(11) [省略]</p> <p><u>(12) 橋りょう部門</u></p> <p>2 前項の規定による推薦は、当該建設工事が完成した日の属する年度の翌年度の9月末日までに行うものとする。</p>
<p>(優良建設工事認定審査会)</p> <p>第4条 [省略]</p> <p>2 審査会の委員は、次に掲げる職員をもって充てる。</p> <p><u>土木課長 建築住宅課長 都市計画課長 維持管理課長 建築指導課長 整備課長 施設課長 農林課長 水産振興室長 地域生活課長 入札契約課長 検査専門員</u></p> <p>3 審査会は、委員の<u>半数以上</u>が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 [省略]</p> <p>5 審査会は、必要があると認めるときは、施工現場、設計書等の確認及び関係者からの意見の<u>徴取</u>を行うことができる。</p>	<p>(優良建設工事認定審査会)</p> <p>第4条 [省略]</p> <p>2 審査会の委員は、次に掲げる職にある職員をもって充てる。</p> <p><u>総務部契約検査課長 総務部検査専門員 総合政策部淀江振興本部淀江振興課長 経済部農林水産振興局農林課長 経済部農林水産振興局水産振興室長 都市整備部都市整備課長 都市整備部道路整備課長 都市整備部営繕課長 都市整備部建築相談課長 都市整備部住宅政策課長 下水道部整備課長 下水道部施設課長</u></p> <p>3 審査会は、委員の<u>過半数</u> が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 [省略]</p> <p>5 審査会は、必要があると認めるときは、施工現場、設計書等の確認及び関係者からの意見の<u>聴取</u>を行うことができる。</p>
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>

第6条 優良建設工事の表彰に関する庶務は、総務部入札契約課において処理する。

第6条 優良建設工事の表彰に関する庶務は、総務部契約検査課において処理する。